

## ○豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付要綱

令和7年12月18日 部長決裁

### (趣旨)

**第1条** 市は、全ての子どもが将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域において子どもたちが安心して過ごせる居場所となる子ども食堂の新規開設を促進し、その安定的な運営を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関する規定は豊見城市補助金等の交付に関する規則(平成2年規則第2号)（以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

**第2条** 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市内において子ども食堂を新たに開設し、社会福祉の振興に寄与する事業を行う営利を目的としない法人、団体又は個人で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益法人(公益社団法人又は公益財団法人)
  - (2) NPO法人(特定非営利活動法人)
  - (3) 一般法人(一般社団法人又は一般財団法人)
  - (4) 非営利かつ公益に資する活動を行う団体又は個人(ボランティア団体、自治会等)
  - (5) その他適切に事業の実施が見込まれ、市長が特に認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係のある法人、団体又は個人
  - (2) 過去において法令等に違反する不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過していない法人、団体又は個人

### (補助金の交付要件)

**第3条** 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 事業対象年度内に新たに子ども食堂を開設し、かつ次年度以降も子ども食堂の開催を継続すること。
- (2) 補助対象者が市内で子ども食堂を開催し、1回あたり概ね5名以上の参加が見込まれる規模とすること。
- (3) 市内の18歳未満の子どもを主な対象とし、無料又は低額で食事と安心安全な居場所を提供すること。必要に応じて、子どもの保護者が利用しても差し支えない。
- (4) 原則、月1回以上の頻度で継続的に子ども食堂を実施すること。
- (5) 食事を提供する際は、参加者の食物アレルギー対策に十分留意し、食品衛生法に基づく営業許可等、関係法令を遵守すること。
- (6) 賠償責任保険に加入すること。
- (7) 利用する子どものうち、法人又は団体の構成員の3親等以内の親族はその半数以下であること。
- (8) 福祉的支援が必要な子どもやその家庭については、市と連携をとり、支援につなげること。

- (9) 特定の政治的活動、宗教的活動を行わないこと。
  - (10) 国や県から本事業の補助対象経費と重複する補助金等の交付を受けている事業は除く。
- (補助対象経費)**

**第4条** 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、子ども食堂の開設及び初期運営に要する次の経費とする。

- (1) 光熱水費
- (2) 食材・食糧の購入費
- (3) 備品購入費及び需用費(調理家電、テーブル、食器棚、調理道具、食器、消耗品等)
- (4) 施設や設備の改修、修繕にかかる費用
- (5) その他の経費(講師謝礼金や保険にかかる費用、子ども食堂開設を知らせるための広報費など取組みの立上げ時に必要となる事業の趣旨に合致すると認められる費用)

**(補助金の額)**

**第5条** 補助金の額は、補助対象者が交付決定を受けた日以降に支出した補助対象経費の合算額とし、1団体につき1年度あたり12万円を上限とする。ただし、この補助金は、同一団体に対し、最大2年度にわたり交付することができるものとし、その総額は24万円を上限とする。

**(交付の申請)**

**第6条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める日までに、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の1)
- (2) 事業予算書(様式第1号の2)
- (3) 誓約書
- (4) 団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

**(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)**

**第7条** 前条の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

**(交付の決定)**

**第8条** 市長は、第6条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

**(変更等の承認)**

**第9条** 申請者は、事業内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合は、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項において軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容に影響を及ぼさないと認められるもの。
- (2) 第4条に定める項目間の経費において20%以内の変更をすること。
- (3) 補助金額に30%以内の減額があるもの。

**(決定の取消等)**

**第10条** 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件その他法令若しくは規定又はこれらに基づく市長の处分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

**(補助金の概算払)**

**第11条** 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

**(状況報告)**

**第12条** 規則第11条の規定による事業の遂行状況の報告は、市長が別途通知する日までに豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業実施状況報告書(様式第5号)により行うものとする。

2 前項のほか、市長は補助団体に対し隨時必要な報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

**(実績報告)**

**第13条** 規則第13条の規定による実績報告は、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7号の1)
- (2) 事業決算書(様式第7号の2)
- (3) その他参考となる資料(任意様式)

2 補助団体は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、実績報告時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

**(補助金等の額の確定)**

**第14条** 市長は前条の報告を受けたときは、内容を精査し、豊見城市子ども食堂スタートア

ップ支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることができるものとする。

(補助金の交付の請求)

**第15条** 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

**第16条** 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

**第17条** 補助対象者は、第13条第2項ただし書の規定により補助金の実績報告書を提出した場合であって、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

**第18条** 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

(広報)

**第19条** 補助対象者は、子ども食堂の開催日程や活動内容について事前に周知・公表を行わなければならない。あわせて、豊見城市ホームページにおいても活動内容や場所、連絡先等を含む記事を掲載することに同意するものとする。

(その他)

**第20条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

## 豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付申請書

年　月　日

豊見城市長

(申請人)  
団体名

代表者役職名・氏名（フリガナ）

印

下記により豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金の交付を受けたいので、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

子ども食堂の名称			
申請額	金 円		
事業開始予定日	年　月　日	事業完了予定日	年　月　日
関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第1号の1）		
	<input type="checkbox"/> 事業予算書（様式第1号の2）		
	<input type="checkbox"/> 誓約書		
添付書類	<input type="checkbox"/> 団体の定款、規約、会則、設立趣意書等（任意様式）		

### <団体の概要>

団体所在地	(〒　-　-)		
電話		FAX	
E-Mail		構成人数	人

※上記関係書類以外に、団体の活動内容等が分かる資料があれば添付してください。

### <交付申請書に関する問い合わせ>

担当者 氏名		郵送先	(〒　-　-)
電話		FAX	
E-Mail			

様式第1号の1 (第6条関係)

事 業 計 画 書

補助事業の名称 (子ども食堂の名称)	豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業	
主催団体の名称		
代表者 役職名・氏名		
団体所在地		
事業開始(予定)年月日	年	月
実施時間		
実施頻度	(例) 毎週○曜日、月に○回 (第4○曜日) 等	
実施場所  【 小学校区】	住所	
	場所種別	福祉施設・公共施設・店舗・民家・ その他 ( ) ※いずれかに○
	施設名	(会場の最大収容人数 : 人)
1回当たりの 利用人数	大人 : 人 子ども : 人 (うち乳幼児 人、小学生 人、中学生 人、高校生 人)	
事業の内容	<p>① 実施体制            ア 現場責任者 : (電話番号 : — — — )            イ スタッフ人数 : 人※参加予定のスタッフ名簿を添付してください。</p> <p>② 実施内容</p> <p>③ 利用者負担</p> <p>④ 周知方法            ※事業に関するチラシ等があれば添付してください。</p> <p>⑤ 安全管理・衛生管理・備品等の保管方法</p> <p>【ボランティア保険、行事保険の加入】 有・無 ※いずれかに○            【南部保健所への相談】 実施済・未実施 ※いずれかに○            ⑥ 食事を提供する場合:食事の内容 (メニューの考え方等)</p> <p>【厨房の有無】 有・無 ※いずれかに○            無の場合は食事の提供方法を記載してください。</p> <p>⑦ 主催者以外の協力者・協力団体と協力内容</p>	

スタッフ名簿（参考様式）

氏名	年齢	役割・担当	所属団体・役職	備考(有資格・職歴等)
	歳代			

※必要な場合は行を追加し、幅を広げてご記入ください。

※記入上の注意

【年齢】 何歳代で記入してください。例) 30歳代

【役割・担当】 子ども食堂（居場所）での主たる役割を記入します。  
例) 責任者、会計、広報係、調理担当、学習支援担当等

【所属団体・役職】 スタッフが協力・連携団体や機関に所属している場合はその団体名と役職を記入してください。

【備考】 そのスタッフの方に、子ども食堂を運営するために役立つ前職や資格などありましたらご記入ください。例) 元教員、元栄養士・調理員、小学校教員免許

様式第1号の2（第6条関係）

**事 業 予 算 書**

1 収 入（子ども食堂開設のための対象経費に充てるもののみ）

項目	内訳（名称、単価、数量等を具体的にご記入ください。）	金額（円）
豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金		
併用する他の交付金、補助金等	名 称 ( )	
民間助成金等		
事業収入 (参加費、寄付金等)		
自己負担		
収入合計※4		

2 支 出（子ども食堂開設のための対象経費のみ）

項目	内訳（名称、単価、数量等を具体的にご記入ください。）	金額（円）
光熱水費※1		
食糧費		
備品・消耗品 購入費※2		
改修・修繕費※2		
その他経費※3		
支出合計※4		

※1 子どもの食堂を一部借用などで他の事業等で共用して利用している場合は、  
利用時間の割合に応じて按分した額を記入

※2 施設や設備の改修費、修繕費、備品については見積書を添付してください。

※3 学習会等の講師謝礼金、児童保険等に係る費用、居場所の開設をお知らせするための広報費など、取り組みの立ち上げ時に必要となる事業の趣旨に合致すると認められる費用。

※4 収入額と支出額の計は同額となるようにすること。

※その他 経費の内容を説明する必要書類を添付してください。

(事業予算書添付 別紙)

### 開設後の子ども食堂運営に関して（参考様式）

※開設後、自立して継続していくことができるかどうかの審査の参考とさせていただきます。様式は自由です。

#### 継続していくための運営方針及び取組予定

	令和 年度	令和 年度
①運営経費の確保策		
②継続的な参加者の確保策		
③継続的なスタッフの確保策		
④継続的な食材の確保策		
⑤継続的な開催場所の確保策		

(第6条関係)

令和 年 月 日

## 誓 約 書

住所

団体名

代表者名

申請者は、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付要綱の条件である下記1～11の事項に該当することを誓約します。

記

1. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係はありません。
2. 過去において法令等に違反する不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過していない法人又は団体又は個人ではありません。
3. 事業対象年度内に新たに子ども食堂を開設し、かつ次年度以降も子ども食堂の開催を継続します。
4. 市内の18歳未満の子どもを主な対象とし、無料又は低額で食事と安心安全な居場所を提供します。また、実施団体関係者等特定の者のみを対象とした運営ではなく、地域の子どもや保護者が広く参加できるよう計画し、広報活動を行います。
5. 原則1ヶ月に1回以上の頻度で継続的に子ども食堂を実施します。
6. 食事を提供する際は、参加者の食物アレルギー対策に十分留意し、食品衛生法に基づく営業許可等、関係法令を遵守します。
7. 賠償責任保険に加入します。
8. 利用する子どものうち、当団体の構成員の3親等以内の親族はその半数以下であることを遵守します。
9. 福祉的支援が必要な子どもやその家庭については、市と連携をとり、支援につなげます。
10. 特定の政治的活動、宗教的活動を行いません。
11. 国や県から本事業の補助対象経費と重複する補助金等の交付を受けていません。

様式第2号（第8条関係）

豊見城市指令第 号  
年 月 日

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者の氏名

豊見城市長 徳元 次人 印

豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金について、  
豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 実施事業名 豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金

2 補助金交付決定額 円

3 その他事項

（1）豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づく事業実施状況報告書の提出時期は令和 年 月 日までとする。

様式第3号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

豊見城市長 殿

住所又は所在地  
補助対象者 名 称  
氏名又は代表者の氏名 印

豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け豊見城市指令第 号で交付決定の通知のあった豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び第号  
上記のとおり
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

様式第4号（第11条関係）

年　月　日

豊見城市長 殿

住所又は所在地  
補助対象者　名　　称  
氏名又は代表者の氏名　印

豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金概算払請求書

年　月　日付け豊見城市指令第　号で交付決定のあった豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金について、下記のとおり概算払により交付してくださるよう請求します。

記

金　　円

※補助金の振込口座（通帳の写しを添付すること）

金融機関名	
支店名	
種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第5号（第12条関係）

年　月　日

豊見城市長 殿

住所又は所在地  
補助対象者　名　　称  
氏名又は代表者の氏名　印

豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業実施状況報告書

年　月　日付け豊見城市指令第　号で交付決定のあった豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業の遂行状況について、別紙のとおり報告します。

様式第5号（別紙）

開催日	活動内容（詳細に記載すること）	参加世帯数	参加者（人）			運営スタッフ	献立 (例：カレー、サラダ、ゼリー)
			こども	保護者等	その他		
合計		0	0	0	0	0	

※子ども食堂の開設から2年間の活動状況を報告してください。

様式第7号（第13条関係）

## 豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業実績報告書

年　月　日

豊見城市長 殿

団体名

代表者役職名・氏名

印

下記のとおり、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業を実施したので、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、その実績を報告します。

記

1 決算額	金　　円 ※事業決算書の「豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金」の額
	事業報告書（様式第7号の1）
	事業決算書（様式第7号の2）
2 関係書類	領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し ※日付、宛名、領収者名（業者等）、品物名（但し書き）の記載が必要
	事業の実施状況や参加状況が分かる資料 ※記録写真、作成したチラシ、パンフレット、事業が掲載された新聞記事等

様式第7号の1（第13条関係）

**事業報告書**

令和 年度の活動実績を報告します。

年 月 日

補助事業の名称 (子ども食堂の名称)							
実施場所 住所・施設名・学区	【 小学校区】						
主催団体の名称							
代表者役職名・氏名							
実施期間	年	月	日	～	年	月	日
事業の実施状況	①実施体制 スタッフ 人 ボランティア 人 ※スタッフ名簿（様式参照）を添付ください。						
	②活動内容、成果・効果（地域の中で果たせた役割など）						
	③実施日数（回数） 実施頻度						
	④実施時間						
	⑤利用者負担						
	⑥周知方法						
	⑦運営上の工夫						
	⑧地域団体との協力・連携						
	⑨参加者 親子等での参加 延 組（おとな 人 子ども 人） 実 組（おとな 人 子ども 人） 子どもだけで参加 延 人 ・ 実 人 おとなだけで参加 延 人 ・ 実 人 合計 子ども 延 人 ・ 実 人 おとな 延 人 ・ 実 人						
-----							
スタッフ・ボランティア 延 人 ・ 実 人							

※活動内容のわかる資料を添付してください。

例) チラシ・ニュースレターなど配布したもの、活動日誌、アンケート結果・参加者の感想、紹介された新聞記事や他団体の機関紙など

様式第7号の2（第13条関係）

団体名

事業名称（居場所の名称）

## 事業決算書

### 1 収入（居場所の開設の対象経費に充てるもののみ）

項目	内訳 (名称、単価、数量等を具体的にご記入ください。)	金額（円）
豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金		円
併用する他の交付金、補助金等	名称（ ）	円
民間助成金等		円
事業収入 (参加費、寄付金等)		円
自己負担		円
収入合計		円

### 2 支出（居場所の開設の対象経費のみ）

項目	内訳 (名称、単価、数量等を具体的にご記入ください。)	金額（円）
光熱水費		円
食糧費		円
備品・消耗品 購入費		円
改修・修繕費		円
その他経費		円
支出合計		円

※領収書、工事・修繕の図面・写真、購入した備品の一覧等支出を証明する資料を添付してください。

様式第8号（第14条関係）

豊見城市指令第 号  
年 月 日

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者の氏名

豊見城市長 印

豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金確定通知書

記

年 月 日付け豊見城市指令第 号で交付決定した豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金については、 年 月 日付け実績報告書に基づき、交付額を以下のとおり確定したので通知します。

補助金確定額	金	円
--------	---	---

なお、超過交付となった次の金額については、豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付要綱第14条第2項に基づき、 年 月 日までに返還することを命じます。

返還額	金	円
-----	---	---

様式第9号（第15条関係）

年　月　日

豊見城市長 殿

住所又は所在地  
補助対象者　名　　称  
氏名又は代表者の氏名　印

豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け豊見城市指令第　号で確定通知のありました豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金について、下記により金　　円を交付してくださるよう請求します。

記

事業名	子ども食堂スタートアップ支援事業
事業費	円
交付確定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A) - (B) - (C)	円

※補助金の振込口座（通帳の写しを添付すること）

金融機関名	
支店名	
種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第 10 号（第 17 条関係）

第 号  
年 月 日

豊見城市長 殿

住所又は所在地  
補助対象者 名 称  
氏名又は代表者の氏名 印

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

豊見城市子ども食堂スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額

円

2 補助金の額の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 (A)

円

3 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 (B)

円

4 補助金返還相当額 (B-A)

円

利用者名簿

年月分